ＪＡ東京中央会環境配慮型農業への転換促進緊急対策事業実施要綱

都中農推発第６号

令和７年４月１日

第１　目的

東京都環境配慮型農業への転換促進緊急対策事業に基づき、農業に伴い発生する石油由来の廃棄物減量や農薬使用量の削減につながる環境配慮型農業への転換に向けた取組に必要な農業生産資材等の導入を支援し、農業経営の継続と環境保全を図る。

第２　事業の内容

ＪＡ東京中央会環境配慮型農業への転換促進緊急対策事業（以下「本事業」という。）の内容は以下の農業生産資材等の導入の支援とする。

（１）　生分解性マルチフィルム

（２）　生分解性ポット

（３）　施設園芸用赤色防虫ネット

（４）　施設園芸用長期展張フィルム

第３　事業実施主体

事業実施主体は、中央会とする。

第４　補助対象者

本事業をうける補助対象者は、都内に居住し、耕作の大半を都内のほ場で行っている農業者等で以下に掲げる者とする。

なお、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第６条に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下、「基本構想」という。）を定めていない区市町村の生産者等は、次の（３）及び（４）の者を対象にする。

（１）　認定農業者

（２）　認定新規就農者

（３）　エコ農産物認証生産者

（４）　ＧＡＰ認証取得者

第５　推進体制

中央会は、本事業の実施にあたり、ＪＡ等関係機関との密接な連携を取りながら、必要に応じて東京都からの助言・指導を得ながら円滑かつ適切に推進する。

第６　助成措置等

第２の事業について、中央会は、別に定めるところにより、都の補助金の範囲内において、本事業の実施に必要な経費を補助対象者に対して助成する。

第７　その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。